

令和8年 第1回定例会  
群馬県後期高齢者医療広域連合議会  
会 議 録

会 期

令和8年2月16日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

令和 8 年第 1 回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

1	会期	1
2	会場	1
3	議事日程	1
4	本日の会議に付した事件	2
5	出席議員	2
6	欠席議員	2
7	説明のため出席した者	2
8	職務のため出席した広域連合事務局職員	2
9	会議の経過	3
	開 会	3
	開 議	3
	諸般の報告	3
	議席の指定	3
	会議録署名議員の指名	4
	会期の決定	4
	承認議案の上程	
	承認第 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議に係る専決処分について	4
	承認第 2 号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議に係る専決処分について	5
	承認第 3 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議に係る専決処分について	6
	条例議案の上程	
	議案第 1 号 群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	7
	議案第 2 号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	8
	補正予算議案の上程	
	議案第 3 号 令和 7 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）	
	議案第 4 号 令和 7 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	

以上 2 議案の一括上程	10
提案理由の説明 舟橋事務局長	10
予算議案の上程	
議案第 5 号 令和 8 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	
議案第 6 号 令和 8 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	
以上 2 議案の一括上程	14
提案理由の説明 臂広域連合長	14
提案理由の詳細説明 舟橋事務局長	15
閉会	19
会議録署名議員	20
参考資料	
議案等審議結果一覧表	24

## 令和 8 年第 1 回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

- 1 会期 1 日：令和 8 年 2 月 1 6 日（月曜日）
- 2 会場 前橋市元総社町 3 3 5 番地 8 群馬県市町村会館 2 階 大会議室
- 3 議事日程 第 1 号
  - 日程第 1 議席の指定
  - 日程第 2 会議録署名議員の指名
  - 日程第 3 会期の決定
  - 日程第 4 承認第 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議に係る専決処分について
  - 日程第 5 承認第 2 号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議に係る専決処分について
  - 日程第 6 承認第 3 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議に係る専決処分について
  - 日程第 7 議案第 1 号 群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 8 議案第 2 号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 9 議案第 3 号 令和 7 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
  - 日程第 1 0 議案第 4 号 令和 7 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
  - 日程第 1 1 議案第 5 号 令和 8 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
  - 日程第 1 2 議案第 6 号 令和 8 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

4 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

5 出席議員（18名）

1 番 富 田 公 隆	2 番 藤 江 彰
3 番 根 岸 赴 夫	4 番 後 藤 彰
5 番 人 見 武 男	6 番 大 木 光
7 番 星 野 一 広	8 番 桑 原 敏 彦
9 番 渋谷 理津子	10 番 安カ川 信 之
11 番 針 谷 賢 一	12 番 矢 野 勅 仁
13 番 佐 藤 貴 雄	14 番 杉 山 英 行
15 番 新 井 賢 次	17 番 黒 岩 巧
18 番 萩 原 正 信	19 番 森 雅 哉

6 欠席議員（1名）

16 番 岡 田 邦 敏

7 説明のため出席した者

広域連合長 臂 泰 雄	副広域連合長 熊 川 栄
事務局長 舟 橋 智恵子	事務局次長 大 澤 康 典
管理課長 梁 瀬 信 也	給付課長 栗 原 理 笑 子
保健事業室長 河 原 歩	

8 職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長 生 水 康 仁	議会書記 岩 井 美 紀
議会書記 須 永 雄 大	主 幹 加 藤 直 樹
主 任 大 澤 一 輝	

◎開 会

午後 1 時 4 5 分

○ 議長（根岸赴夫議員）

ただいまの出席議員は 18 名で定足数に達しております。

これより群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和 8 年第 1 回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

---

◎開 議

○ 議長（根岸赴夫議員）

直ちに、本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告者であります、下仁田町の岡田邦敏議員、1 名であります。

---

◎諸 般 の 報 告

○ 議長（根岸赴夫議員）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたします。議会書記。

○ 議会書記（岩井美紀）

令和 7 年第 2 回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

はじめに、議会の議員の異動について申し上げます。選挙区分 13、玉村町の石内國雄議員が任期満了により退任され、また、選挙区分 14、下仁田町の佐藤博議員が辞職されました。

次に、新たに、選挙区分 13、玉村町の新井賢次議員、選挙区分 14、下仁田町の岡田邦敏議員が当選されました。

次に、監査委員から、令和 7 年 7 月執行分から 12 月執行分までの例月現金出納検査の結果報告及び定期監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご承知おきください。

また、本定例会の説明員として、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長等執行部の出席を求めています。以上でございます。

---

◎議席の指定

○ 議長（根岸赴夫議員）

はじめに、日程第 1、議席の指定を行います。

新たに当選されました新井賢次議員の議席を 15 番に、岡田邦敏議員の議席を 16 番

に指定いたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○ 議長（根岸赴夫議員）

次に、日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、１１番針谷賢一議員、１２番矢野勅仁議員、以上の２名を、指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○ 議長（根岸赴夫議員）

次に、日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日１日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（根岸赴夫議員）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

---

#### ◎承認議案の上程

○ 議長（根岸赴夫議員）

次に、日程第４、承認第１号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議に係る専決処分について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（舟橋智恵子）

承認第１号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議に係る専決処分について」ご説明申し上げます。

議案書１ページをご覧ください。

専決処分をさせていただいた協議の内容につきましては、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である太田市外三町広域清掃組合の名称が、令和８年４月１日から太田市外三町清掃斎場組合に変更となること、また、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理を令和８年３月３１日をもって取り止めることによる規約の変更を行うもので、議会を招集する時間的余裕がないため、令和７年１２月４日付けで専決処分をさせていただきました。

以上、地方自治法第１７９条第３項の規定により、専決処分をご報告させていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（根岸赴夫議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（根岸赴夫議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（根岸赴夫議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、承認第1号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議に係る専決処分について」、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（根岸赴夫議員）

起立全員です。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決まりました。

○ 議長（根岸赴夫議員）

次に、日程第5、承認第2号「群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議に係る専決処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（舟橋智恵子）

承認第2号「群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議に係る専決処分について」ご説明申し上げます。

議案書4ページをご覧ください。

専決処分をさせていただきました協議の内容につきましては、先ほどの承認第1号と関連するものとなりまして、群馬県市町村総合事務組合で共同処理を行っている災害弔慰金の支給等に関する事務を令和8年3月31日をもって事務の共同処理を取り止めることに伴い、同組合の自然災害救助基金について財産処分を行うため、地方自治法第289条の規定により、組織団体で協議を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、令和7年12月4日付けで専決処分をさせていただきました。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分をご報告させていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（根岸赴夫議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（根岸赴夫議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（根岸赴夫議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、承認第2号「群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議に係る専決処分について」、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（根岸赴夫議員）

起立全員です。よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決まりました。

○ 議長（根岸赴夫議員）

次に、日程第6、承認第3号「群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議に係る専決処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（舟橋智恵子）

承認第3号「群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議に係る専決処分について」ご説明申し上げます。

議案書7ページをご覧ください。

専決処分をさせていただきました協議の内容につきましては、群馬県市町村公平委員会の組織団体である太田市外三町広域清掃組合の名称が、令和8年4月1日から太田市外三町清掃斎場組合に変更となること、また、令和8年4月1日から、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体にみどり市が新たに加入することによる規約の変更に関する協議を行うもので、議会を招集する時間的余裕がないため、令和7年12月4日付けで専決処分をさせていただきました。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分をご報告させていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（根岸赴夫議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（根岸赴夫議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（根岸赴夫議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、承認第3号「群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議に係る専決処分について」、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（根岸赴夫議員）

起立全員です。よって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決まりました。

---

◎ 条例議案の上程

○ 議長（根岸赴夫議員）

次に、日程第7、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（舟橋智恵子）

議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書10ページと別冊 説明資料の1ページを併せてご覧ください。

まず、説明資料1ページ、1改正の理由でございますが、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の引き上げを行うための支給月数の改正並びに月例給の引き上げを行うための給料表の改正を行うことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、2主な内容でございますが、2点ございます。

まず1点目（1）につきましては、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を1.25箇月から1.2625箇月に、勤勉手当の支給月数を1.05箇月から1.0625箇月に引き上げる改正を行うものでございます。

2点目（2）につきましては、給料月額を引き上げるものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（根岸赴夫議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（根岸赴夫議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（根岸赴夫議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（根岸赴夫議員）

起立全員です。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（根岸赴夫議員）

次に、日程第8、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（舟橋智恵子）

議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書14ページと別冊説明資料の6ページを併せてご覧ください。

まず、説明資料の6ページ、1改正の理由でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和8年4月1日より、保険者等から「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとされたため、「子ども・子育て支援納付金」の納付に要する費用に充てるための保険料の賦課基準に係る規定等について高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

また、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項により、2年を通じ財政の均衡を保つことができる基礎賦課額（医療分）の保険料率を令和8年度及び令和9年度について規定し、新たに子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率を令和8年度について規定するものでございます。

次に、2主要内容でございしますが、4点ございます。

1点目は、子ども・子育て支援金制度の施行に伴う条例の整備となりまして、ア、保険料について、従来の医療分に加え、子ども・子育て支援納付金分を新設した上で、イ、その子ども・子育て支援納付金分については、所得割額と均等割額の合算とし、それぞれについて、年度ごとに設定することとするものでございます。

2点目、賦課限度額及び軽減判定基準につきましては、ア、医療分の賦課限度額を80万円から85万円とし、イ、子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額については2万1千円とし、次に、軽減判定基準の見直しに伴い、ウ、所得の少ない被保険者の均等割額5割軽減を判定する際の、被保険者の人数に乘じる金額を30万5千円から31万円とし、エ、所得の少ない被保険者の均等割額2割軽減を判定する際の、被保険者の人数に乘じる金額を56万円から57万円とするものでございます。

3点目、保険料率につきましては、まず、令和8年度及び令和9年度の医療分につきまして、ア、所得割率を100分の9.78とし、イ、被保険者均等割額を5万4,600円とし、次に、令和8年度の子ども・子育て支援納付金分につきましては、ウ、所得割率を100分の0.25とし、エ、被保険者均等割額を1,400円とするものでございます。

最後に4点目でございますが、令和8年度及び令和9年度の所得の少ない被保険者の均等割額7割軽減に該当する被保険者に対しては、さらに0.2割の軽減を加え、7.2割軽減とするものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございますが、改正後の規定につきましては、議案書17ページ下段の附則の2に記載がありますとおり、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（根岸赴夫議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（根岸赴夫議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（根岸赴夫議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（根岸赴夫議員）

起立全員です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎補正予算議案の上程

○ 議長（根岸赴夫議員）

次に、日程第9、議案第3号「令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び、日程第10、議案第4号「令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（舟橋智恵子）

ただいま一括上程となりました、議案第3号及び議案第4号の2議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の21ページをご覧ください。

まず、議案第3号「令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ、1億3,899万1千円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

28ページ、29ページをご覧ください。

歳入について、ご説明申し上げます。2款1項1目の「利子及び配当金」について、10万円増額するものでございます。この内訳ですが、説明欄に記載の「基金利子収入」が、実績の見込みによりまして、10万円増額するものでございます。

続きまして、30ページ、31ページをご覧ください。

歳出について、ご説明申し上げます。3款1項1目の「財政調整基金積立金」について、10万円増額するものでございます。この内訳ですが、説明欄に記載の「基金積立金」が、基金利子収入の増額により、10万円増額するものでございます。

続きまして、議案第4号「令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の35ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,326万9千円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ、2,962億3,604万9千円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

42ページ、43ページをご覧ください。

主な歳入について、ご説明申し上げます。1款1項2目の「保険料等負担金」ですが、11億4,277万4千円増額するものでございます。この内訳ですが、説明欄に記載の「保険料負担金」は、市町村が徴収した保険料となりますが、実績見込みによりまして、16億6,296万8千円増額し、その下の「保険基盤安定負担金」は、低所得者等の保険料法定軽減分を県負担金と併せて市町村が負担するものでございますが、決算見込みによりまして、5億2,019万4千円減額するものでございます。

次に、2款の「国庫支出金」ですが、1項2目の「高額医療費負担金」は、歳出の「高額療養費」の決算見込みによりまして、1億8,695万2千円増額するものでございます。

2項1目の「調整交付金」は、1億8,322万4千円減額するものでございます。この内訳ですが、説明欄に記載の「普通調整交付金」は、決算見込みにより、3億8,720万1千円減額し、また、「特別調整交付金」は、決算見込みにより、2億397万7千円増額し、その主な内訳は、今年度の6月に全被保険者に対して送付した資格確認書等の制度周知リーフレットの送付費用に係る補助分が3,662万7千円増額となり、さらに制度事業費補助金からの振替により1億7,374万1千円増額となっており、また、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金への振替による減額が631万7千円、となっております。

2項2目の「後期高齢者医療制度事業費補助金」は、広域連合が実施する、健康診査事業等に対する国庫補助金でございますが、一部が、先ほどご説明させていただきました特別調整交付金から交付される見込みとなりましたため、1億7,374万1千円減額するものでございます。

2項4目の「社会保障・税番号制度システム整備費等補助金」は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等に係る経費の財政支援について、特別調整交付金によ

る歳入を見込んでおりましたが、本補助金として交付される見込みとなりましたので、631万7千円増額するものでございます。

次に、3款「県支出金」、1項2目の「高額医療費負担金」は、国庫支出金の高額医療費負担金と同額の、1億8,695万2千円増額するものでございます。

次に、5款の「特別高額医療費共同事業交付金」は、1件当たり400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出により、交付を行う共同事業からの交付金ですが、決算見込みによりまして、2,707万円減額するものでございます。

続きまして、44ページ、45ページをご覧ください。

6款1項1目の「利子及び配当金」は、医療給付費等準備基金に係る「基金利子収入」が、実績見込みによりまして、892万円増額するものでございます。

7款1項1目の「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」は、主に歳出の保険給付費に対する財源不足分として繰り入れるものですが、各市町村からの保険料負担金の増額などを受けまして、11億6,459万6千円減額するものでございます。

10款3項2目の「第三者納付金」は、交通事故などによる傷病等の医療費について、過失割合に応じて加害者から納付されるものでございますが、実績見込みによりまして、5,000万円増額するものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、46ページ、47ページをご覧ください。

主な歳出について、ご説明申し上げます。1款1項1目「一般管理費」は、今年度の6月に全被保険者に対して送付した資格確認書等の制度周知リーフレットの送付費用3,662万7千円を追加するものでございます。

2款の「保険給付費」については、予算の増減は行いませんが、財源となる保険料負担金等の補正を行うため、財源の組替え、財源更正を行っております。

次に、4款1項1目の「特別高額医療費共同事業拠出金」は、国民健康保険中央会が実施する共同事業への拠出金ですが、決算見込みによりまして、1,301万6千円減額するものでございます。

5款1項1目の「出産育児支援金」については、社会保険診療報酬支払基金への拠出額の確定により3,426万2千円減額するものでございます。

7款1項1目の「医療給付費等準備基金積立金」については、「基金積立金」が、基金利子収入の増額によりまして、892万円増額するものでございます。

続きまして、48ページ、49ページをご覧ください。

9款1項1目の「保険料還付金」は、各市町村において、過年度に納付された保険料の還付が発生した場合の還付金で、決算見込によりまして、3,500万円増額するも

のでございます。

次に繰越明許費の補正でございますが、38ページをご覧ください。

1款「総務費」1項「総務管理費」の後期高齢者医療運営事業に、繰越明許費22万円を設定するというものでございます。繰越事業の内容といたしましては、今年度に当広域連合宛てに提起された損害賠償等請求事件について、当該訴訟に係る対応が年度内に完了しない見込みとなり、そのため、当該訴訟に係る訴訟代理人委任業務に係る委託事業についても、年度内に完了しない見込みとなったことから、地方自治法第213条の規定によりまして繰越明許費とするものでございます。

以上、議案第3号及び議案第4号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（根岸赴夫議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（根岸赴夫議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（根岸赴夫議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、採決を行います。

はじめに、議案第3号「令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（根岸赴夫議員）

起立全員です。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（根岸赴夫議員）

起立全員です。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

◎ 予算議案の上程

○ 議長（根岸赴夫議員）

次に、日程第11、議案第5号「令和8年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び、日程第12、議案第6号「令和8年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」、以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（臂泰雄）

ただいま一括上程となりました、議案第5号「令和8年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第6号「令和8年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書、53ページでございます。

まず、議案第5号「令和8年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、1億3,073万7千円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を、1,000万円と定めるものでございます。

一般会計では、議会や事務局の運営に係る予算を計上しております。

次に、議案書71ページをご覧ください。

議案第6号「令和8年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、3,010億3,240万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を、100億円と定めるものでございます。

特別会計は、後期高齢者医療制度の運営に係る予算を計上していますが、歳出の98.5%は保険給付費でございます。

歳入は、保険給付費の約5割が市町村、国、県からの公費負担、約4割が現役世代からの支援金である支払基金交付金、約1割が被保険者からの保険料となっております。

詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（根岸赴夫議員）

事務局長。

○ 事務局長（舟橋智恵子）

まず、議案第5号「令和8年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきまして、事項別明細書により、主な内容について、ご説明申し上げます。

議案書の60ページ、61ページをご覧ください。

はじめに歳入でございますが、1款「分担金及び負担金」1億3,017万7千円は、一般会計における事務費共通経費の市町村負担金でございます。

5款の「諸収入」ですが、2項1目の「雑入」はホームページのバナー広告料2万4千円が主な内容でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、62ページ、63ページをご覧ください。

1款「議会費」78万円は、19名の議員の議員報酬などでございます。

次に、2款1項1目「一般管理費」8,744万1千円は、広域連合を運営するための、一般管理的な経費でございます。

主な内訳は説明欄に記載してございますが、12節「委託料」153万6千円は、庁内ネットワークシステムの運用等に係る経費を計上しております。

13節「使用料及び賃借料」1,513万6千円は、広域連合事務局事務室の賃借料であります建物賃借料1,038万5千円が主なものでございます。

18節「負担金、補助及び交付金」6,787万5千円は、一般会計に係る市町村からの派遣職員8名分の人件費負担金である市町村負担金6,700万円が主なものでございます。

続きまして、64ページ、65ページをご覧ください。

3目の「会計管理費」3,693万4千円は、公金の振込手数料が主なものでございます。

4目の「公平委員会費」、5目の「諸費」、2項1目の「選挙管理委員会費」、及び3項1目の「監査委員費」など、所要額を計上しております。

続きまして、66ページ、67ページをご覧ください。

一番下の段の6款「予備費」は、前年度と同額の500万円を計上しております。

一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第6号「令和8年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

議案書の78ページ、79ページをご覧ください。

はじめに歳入でございますが、1款「市町村支出金」の1項1目「事務費負担金」9

億2, 720万7千円は、特別会計における事務費共通経費の市町村負担金でございます。

2目「保険料等負担金」366億204万3千円は、説明欄に記載のとおり、市町村が徴収して納付する保険料負担金282億8,195万5千円と、低所得者等の保険料法定軽減分を県負担分と併せて市町村が負担する保険基盤安定負担金74億1,463万4千円でございます。

また、令和8年度より開始される、子ども・子育て支援金制度により、新たに、保険料負担金の子ども・子育て支援金分として7億1,534万7千円と、保険基盤安定負担金の子ども・子育て支援金分として1億9,010万7千円を、追加で市町村が徴収し、広域連合へ納付いただきます。

3目「療養給付費負担金」232億8,563万5千円は、療養給付費等の12分の1を、市町村において負担するものでございます。

次に、2款「国庫支出金」、1項1目「療養給付費負担金」の698億5,690万4千円は、療養給付費等の12分の3を、国において負担するものでございます。

2目「高額医療費負担金」18億4,557万8千円は、レセプト1件につき80万円を超える高額な医療費について、一定額を国において負担するものでございます。

2項1目「調整交付金」251億843万3千円は、広域連合間における、財政力の不均衡などを調整するための交付金でございます。

2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」2億8,952万3千円は、広域連合が実施する、健康診査事業等に対する国庫補助金でございます。

続きまして、80ページ、81ページをご覧ください。

3款「県支出金」、1項1目「療養給付費負担金」232億8,563万5千円は、療養給付費等の12分の1を、県において負担するものでございます。

2目の「高額医療費負担金」18億4,557万8千円は、レセプト1件につき80万円を超える高額な医療費について、一定額を県において負担するものでございます。

次に、4款「支払基金交付金」1,155億1,427万4千円は、社会保険診療報酬支払基金が、各保険者から徴収する現役世代からの支援金を、後期高齢者交付金として、広域連合に交付するものでございます。

次に、5款「特別高額医療費共同事業交付金」3億40万円は、1件あたり400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国民健康保険中央会が、各広域連合からの拠出により交付を行う共同事業からの交付金でございます。

続きまして、82ページ、83ページをご覧ください。

7款「繰入金」の1項1目「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」17億6,590万3千円は、主に歳出の保険給付費に対する歳入不足額を補填するために、基金

を繰り入れるものでございます。

次に、8款「繰越金」は1億円を見込んでおります。

続きまして、84ページ、85ページをご覧ください。

10款3項2目の「第三者納付金」2億7,000万1千円は、交通事故などによる傷病等の医療費について、過失(かしつ)割合に応じて加害者から納付されるものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

86ページ、87ページをご覧ください。

1款1項1目「一般管理費」10億1,556万9千円は、特別会計の運営に係る委託料、職員人件費負担金など、一般管理的な経費でございます。

主な内訳ですが、説明欄にございます、11節「役務費」の「通信運搬費」2億4,752万4千円は、医療費のお知らせや支給決定通知などの発送に係る郵送料でございます。

その下の「手数料」7,736万7千円は、健診データの管理など、群馬県国民健康保険団体連合会等に支払う事務手数料でございます。

12節の「委託料」4億4,060万5千円は、資格確認書等の作成、レセプト点検、電算処理システム運用などに係る経費でございます。

18節「負担金、補助及び交付金」の「市町村負担金」1億3,700万円は、特別会計に係る各市町村からの派遣職員18名分の人件費負担金でございます。

次に、2款の「保険給付費」2,964億4,149万6千円は、療養給付費等の療養諸費のほか、次のページ、88ページ、89ページになりますが、高額療養費、葬祭費などでございます。

次に、4款「特別高額医療費共同事業拠出金」3億54万5千円は、1件当たり400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出により交付を行う共同事業への拠出金でございます。

次に、5款「支払基金拠出金」13億1,721万8千円は、出産育児支援金4億2,300万円と、次のページ、90ページ、91ページになりますが、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金に係る納付金8億9,421万6千円が主なものとなります。

続きまして、6款「保健事業費」の1項1目「健康診査費」11億8,160万9千円は、市町村に委託して実施する、健康診査事業に係る委託料でございます。

2目の「その他健康保持増進費」5億6,871万2千円は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る市町村への委託料や、市町村が実施する人間ドック助成事業への補助金などでございます。

3目の「歯科健康診査費」3,887万4千円は、歯科健康診査に係る群馬県歯科医師会への委託料でございます。

続きまして、92ページ、93ページをご覧ください。

9款「諸支出金」の1項1目「保険料還付金」4,000万円は、各市町村において、過年度に納付された保険料の還付が発生した場合の還付金でございます。

10款「予備費」1億円は、不測の支出に備えまして、前年度と同額を計上しております。

以上、議案第5号及び議案第6号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（根岸赴夫議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（根岸赴夫議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（根岸赴夫議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、採決いたします。

はじめに、議案第5号「令和8年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（根岸赴夫議員）

起立全員です。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「令和8年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

本案を認定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（根岸赴夫議員）

起立全員です。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（根岸赴夫議員）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

---

◎閉 会

○ 議長（根岸赴夫議員）

これをもちまして、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和8年第1回定例会を閉会いたします。

午後2時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年2月16日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 根 岸 赴 夫

---

議 員 針 谷 賢 一

---

議 員 矢 野 勅 仁

---



## 参 考 资 料



議案等審議結果一覧表

【会期 令和8年2月16日（月） 1日】

事件番号	件名	審議結果
承認 第1号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議に係る専決処分について	承認
承認 第2号	群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議に係る専決処分について	承認
承認 第3号	群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議に係る専決処分について	承認
議案 第1号	群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案 第2号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案 第3号	令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	可決
議案 第4号	令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可決
議案 第5号	令和8年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	可決
議案 第6号	令和8年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	可決